

つるがしまこども応援ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、つるがしまこども応援ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷472番地10に置く。

(目的)

第3条 本会は、こどもたちを中心に高齢者も含めて、年齢や障害のあるなしを問わず、支援を必要とする鶴ヶ島市民のため、こども食堂等の居場所や様々な物資等の支援を提供することにより、豊かで健康的な充実した生活ができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員が前条の目的のために行う居場所事業への支援
- (2) 会員が行う居場所事業の広報活動
- (3) 会員の交流及び研修事業
- (4) 企業・団体等からの寄付受付
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、本会の基本理念及び目的に賛同して入会した企業・団体又は個人とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする企業・団体又は個人は、入会申込書を代表者に提出し、その承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、退会することができる。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 若干名
 - (3) 監事 若干名
- 2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第10条 本会の総会は会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業計画・事業報告及び予算・決算の承認

(4) その他、総会に付すべき重要事項

3 総会は正会員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。

(議事録)

第11条 総会の議事については、議事録を作成する。

(費用)

第12条 事務所維持費及び事業運営費については、寄付金・助成金・事業収益等を充てる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は、令和6年11月14日とする。

附則

この規約は、令和6年11月14日から施行する。